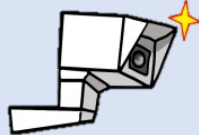
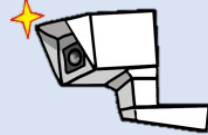


防犯カメラの設置を補助します

令和7年度京都市防犯カメラ設置促進補助事業の御案内



京都市では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、地域の皆様による、犯罪の抑止を目的とする防犯カメラの設置に対し、経費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、地域防犯力の向上を図っております。



申請受付期間

令和7年4月1日（火）～7月18日（金） 必着

対象となる団体

自治連合会や町内会などの地域団体

以下の要件を**全て満たす**団体が補助の対象です。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- ② 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること
- ③ 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること
- ④ 規約や代表者を定めていること

補助の内容

設置経費の**5割以内**（上限あり：1台当たり**10万円**）

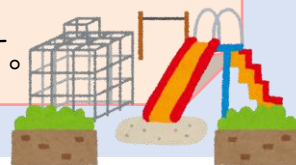
設置経費とは、機器購入費、工事費等の導入時にかかる経費です。

- ◆ 1つの地域団体につき**2台**を上限とします。
公園や撮影範囲の大部分が公園の場合は下記改正ポイントへ！
- ◆ 補助対象経費の**5割以内**が補助の対象です。
（1,000円未満の端数は切り捨てます。）
- ◆ 1台当たりの上限は**10万円**です。
- ◆ **維持管理費（ランニングコスト）**、**自立柱新設**に係る経費は**補助対象外**です。
- ◆ 過去3年度以内（令和4年度～6年度）に同事業で補助を受けた地域団体は交付金を受ける事ができません。
公園や撮影範囲の大部分が公園の場合は下記改正ポイントへ！
- ◆ 必要な条件を守って運用していただく必要があります。

制度の改正ポイント

公園における子どもの安全対策を推進します！

- ◇ 過去3年度以内（令和4年度～6年度）に同事業で補助を受けた地域団体でも、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は**申請可能**となりました。
- ◇ 上限台数2台に**プラス2台**（計4台）申請可能です。



補助金申請手続の流れ ～補助申請準備から交付、設置まで～

申請時に補助金の受取方法を決めておく必要があります。

口座振込？
現金受取？

申請の準備
区役所・支所への相談

～お住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室や警察署に相談した上で、具体的な設置場所やカメラの仕様を決めたり、見積りを取るなどの準備を進め、申請に必要な書類を揃えます。

※ 電柱への設置には、別途共架契約手続が必要です。

申請書の提出
7月18日まで

～お住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室に申請書を提出します。

※ 受付期間中に申請がない場合は、補助を受けることができません。

選定結果通知
9月末まで

～京都市から交付または不交付の旨を文書でお知らせします。交付の通知を受け取り次第、防犯カメラ設置のための手続に進みます。

カメラの設置
令和8年2月28日まで

～実際に防犯カメラを設置します。設置のために管理運用規程を定めたり、設置場所の所有者などの許可が必要な場合があります。

実績報告書の提出
設置後30日以内

～防犯カメラ設置が完了し次第、必要な書類を整え、実績報告書を提出します。

補助金交付

～京都市から補助金を交付します。補助金の受取は【団体口座への振込】または【現金での受取(窓口払い)】のどちらかを選択することになります。

※ 防犯カメラの設置前に補助金を受け取ることも可能です。区役所・支所に御相談ください。

申請時の提出書類

申請には様々な書類が必要となります。補助制度について詳しく御説明いたしますので、まずはお住まいの区役所・支所の地域力推進室までお問合せください。

申請に必要な書類

- 所定の申請書
- 複数業者からの見積書等
- 防犯カメラの仕様書・カタログ等
- 付近見取図・配置図
- 設置場所の現況写真、撮影予定の画角の写真
- 地域団体の規約
- 役員名簿
- 地域団体が防犯カメラの設置を決定したことを証する書類
(議事録の写し等、複数名の署名があるもの)

やってみよう!

令和8年2月28日までの設置が条件です。

申請には、多くの準備が必要です。具体的な設置業者や設置場所を決めるなど、早めに準備をはじめましょう。

防犯カメラの設置場所

次の場所などに設置し、不特定多数の人が利用する場所を撮影するカメラとします。

「道路」「公園・広場」「その他不特定多数の者が利用する場所」など

以下は対象外

不特定多数の人の出入りが想定されない民家の敷地内、マンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。あくまでも公共の場所を撮影することを目的とします。



画角の大半が公共の場所



画角の大半が建物の敷地内

補助金申請に関する注意事項

申請受付期間：令和7年4月1日（火）～7月18日（金） 必着

<申請する前に>

まずはお住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室に御相談ください！

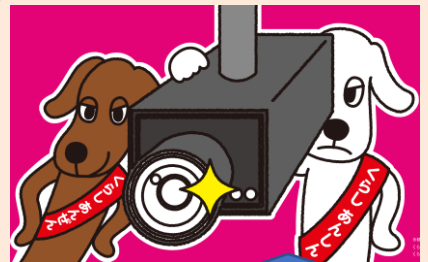
- 受付期間中に申請がない場合は、補助を受けることができません。
- 申請時に設置されておらず、新たに設置する防犯カメラが補助の対象です。
- 補助金の交付については、区役所・支所の意見を踏まえて、くらし安全推進課において決定いたします（※選定があります。先着順ではありません。）。
- 補助金の交付決定後は、補助金交付予定額を増額することはできません。
- 交付の可否は、9月末までに文書でお知らせする予定です。

※ 防犯カメラの設置後は、適切な運用・管理をお願いします。

防犯カメラを設置していただくにあたり、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせた管理・運用規程の策定が必要です。

また、維持管理にあたっては、

- ① 大規模な自然災害後の点検（レンズの方向など）
※ 台風等の暴風雨、地震、落雷など
- ② 役員、管理責任者等の交替時における確実な引き継ぎ
- ③ 定期的な点検・確認の推奨
～設置業者による定期点検等の実施等～
 - ・レンズの方向（画角）の確認
 - ・SDカード等の消耗品の定期的な交換
 - ・カメラの作動状況（画像の記録状況）の確認



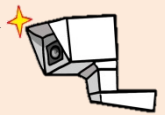
**防犯カメラは地域の貴重な財産です。
大切に管理してね！**

よくある質問 (Q & A)



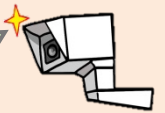
どんな目的で設置するカメラが補助の対象になるの？

痴漢や不審者等、犯罪抑止対策のために設置するカメラが補助対象です。交通安全、不法投棄、私有財産の管理目的等は補助対象外です。



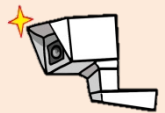
カメラはどこに設置したらいいの？

民家の壁面等、民間所有地に設置することが原則です。設置がどうしても困難なときは、電柱（別途申請手続きや共架料等が必要な場合あり）に設置できる場合があります。※管轄の警察署へ相談することも効果的な設置に繋がります。



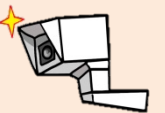
申請したら、必ず補助金は交付されるの？

必ずとは言えません。申請を受けた区役所・支所の意見等を踏まえ、予算の範囲内で選定を行い、補助金を交付する団体を決めます。犯罪の発生するリスクが大きい場所や、通学路など子どもの安全のために設置するカメラを優先して補助金を交付決定します。



その他、特に気をつけるべきことはない？

運用の際は、京都府の定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、プライバシーの保護等に十分配慮した適切な管理・運用に努めるようお願いします。



補助には申請が必要です。まずは御相談ください。

〔問合せ・申請先〕 お住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室が窓口です。

北 区役所地域力推進室 (075-432-1208)	上京区役所地域力推進室 (075-441-5040)
左京区役所地域力推進室 (075-702-1029)	中京区役所地域力推進室 (075-812-2426)
東山区役所地域力推進室 (075-561-9114)	山科区役所地域力推進室 (075-592-3088)
下京区役所地域力推進室 (075-371-7164)	南 区役所地域力推進室 (075-681-3417)
右京区役所地域力推進室 (075-861-1264)	西京区役所地域力推進室 (075-381-7197)
洛西 支所地域力推進室 (075-332-9318)	伏見区役所地域力推進室 (075-611-1144)
深草 支所地域力推進室 (075-642-3203)	醍醐 支所地域力推進室 (075-571-6135)

詳しくは

京都市 防犯カメラ設置促進補助



で検索



この印刷物が不要になれば「雑紙」として古紙回収へ

発行 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 (075-222-3193)
令和7年3月発行 京都市印刷物第065063号